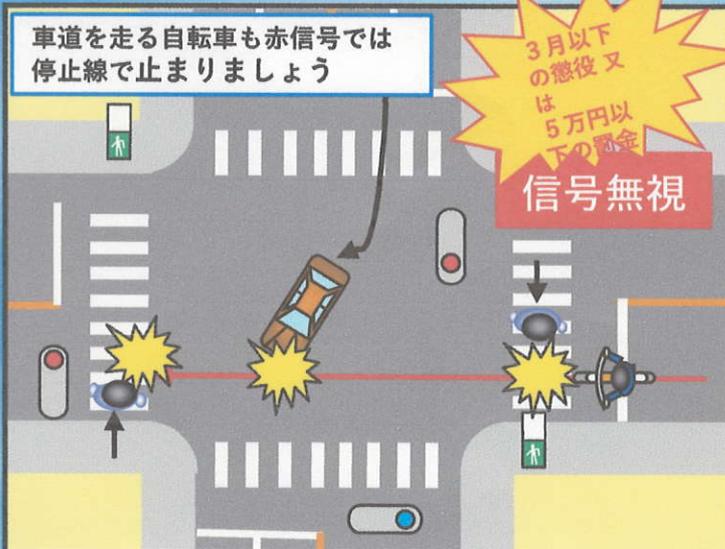


自転車安全情報

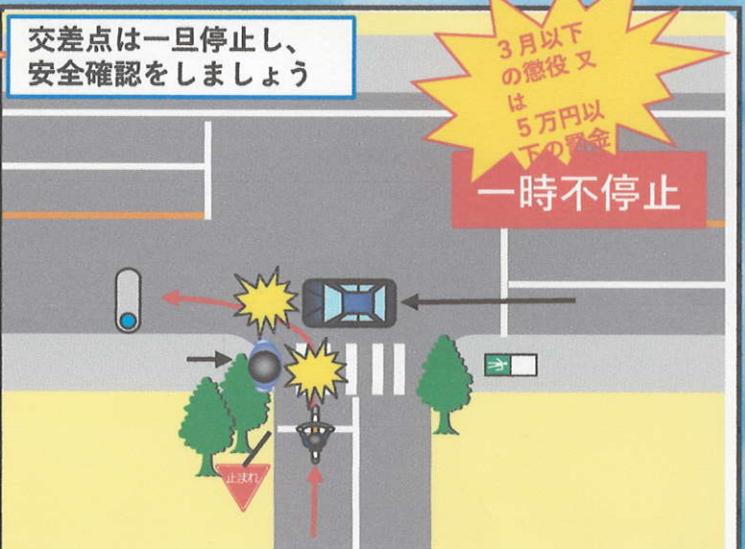


車道を走る自転車も赤信号では停止線で止まりましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

信号無視

- 信号無視をして、横断中の歩行者と接触する事故が多発しています
- 信号無視をして、右左折車両と接触する事故も発生しています



交差点は一旦停止し、安全確認をしましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時不停止

- 自転車事故の約4割が交差点での出会い頭の事故です
- 見通しが悪い交差点では、合流前にもう一度安全確認をしてください

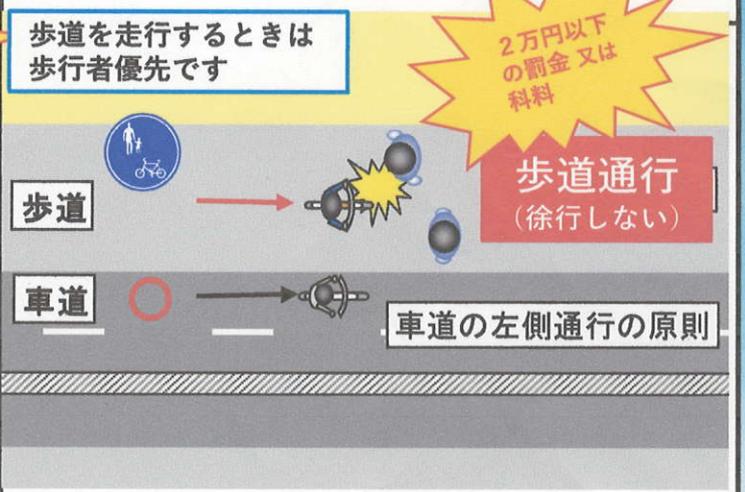


自転車は軽車両です車道の左側を走りましょう

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

右側通行

- 右側通行をすると右左折車両の発見が遅れ、車両からも見えにくくなるため事故にあいやすくなります
- 右側通行をしている自転車がはみ出したことにより、**対向車両と衝突した死亡事故も発生しています(令和4年)**



歩道を走行するときは歩行者優先です

2万円以下の罰金又は料料

歩道通行(徐行しない)

- 歩道の通行ができるのは、
 - ・「」の標識がある
 - ・児童、幼児、70歳以上、車道通行に支障のある者
 - ・車道の状況からやむを得ないとき
- 自転車は、歩道上を徐行する義務があります
- 歩道上で歩行者とぶつかり**歩行者が亡くなる事故**が発生しています(令和3年)

